

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）中一部改正

性別による差別的取扱い等の防止に関する規則（規則第五百二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条の次に次の一条を加える。

（相談員による苦情相談の手續における相手方所属弁護士会への確認）

第七条の二 本会は、相談員による苦情相談の手續において、特に必要があると認めるときは、当該苦情相談において差別的取扱い等を行ったとされる会員（以下「相手方」という。）の所属弁護士会に対し、相手方に対する同種の差別的取扱い等に関する苦情相談及び調査の有無並びにその状況について確認することができる。ただし、申出人が相手方の所属弁護士会への確認に異議を述べた場合は、この限りでない。

第八条第二項中「当該苦情相談において差別的取扱い等を行ったとされる会員（以下「相手方」という。）を「相手方」に改める。

第八条の次に次の一条を加える。

（調査委員会による調査の手續における相手方所属弁護士会への確認）

第八条の二 本会は、調査委員会による調査の手續において、特に必要があると認めるときは、相手方の所属弁護士会に対し、相手方に対する同種の差別的取扱い等に関する苦情相談及び調査の有無並びにその状況について確認することができる。ただし、申出人が相手方の所属弁護士会への確認に異議を述べた場合は、この限りでない。

第十条第四項中「通知する」を「文書で通知する」に改め、同条に次の一項を加える。

5 本会は、第二項の決定を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨を相手方の所属弁護士会に文書で通知することができる。ただし、申出人が相手方の所属弁護士会への通知に異議を述べた場合は、この限りでない。

第十二条第一項中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

1 第七条の二（新設）、第八条第二項、第八条の二（新設）、第十条第四項及び第五項（新設）並びに第十二条第一項の改正規定は、令和四年三月十七日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 改正後の第七条の二、第八条の二及び第十条第五項の規定は、施行日以降に苦情相談の申出があった相談案件から適用し、同日前に当該申出があった相談案件については、なお従前の例による。